

令和3年1月15日

(あて先) 羽曳野市長

住所 羽曳野市誉田 4-1-1

複数の事業を営んでいる場合は、  
主たる業種についてご記入ください。

連絡先 072-958-1111  
氏名(名称) 株式会社 羽曳野固定資産鉄工所  
業種名 鉄鋼業  
代表者氏名 代表取締役 固定 太郎

(税務課受付印)



新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産  
に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。  
※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

1 事業収入割合について

令和2年3月1日から同年5月31日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			令和元(平成31)年3月1日から同年5月31日 左の期間の前年同期を記載		
3月期	4月期	5月期	3月期	4月期	5月期
160,000円	150,000円	85,000円	320,000円	315,000円	322,000円
合計: 395,000円・・・①			合計: 957,000円・・・②		
事業収入割合: 41% (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

該当にチェック

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
  - 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率: 1/2)
- ※該当する□に✓をして下さい。

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	令和2年度 納税通知書番号
○	償却資産	
○	事業用家屋(別紙のとおり)	

- ※1 申告する資産に○をつけてください。
- ※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。  
(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

### 3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- （１）「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
  - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 12 項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第 10 条第 7 項第 6 号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であること。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記 1～3 の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所

名  
代  
代

認定経営革新等支援機関等にて記入しますので、  
記入しないでください。

認定経営革新等支援機関等電話番号

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第 63 条第 4 項又は第 5 項の規定に基づき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和 3 年 2 月 1 日までに羽曳野市に対して行うこと。
8. 申告書の提出の際には、認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（写し可）を添付すること。